

補助金の額の計算方法

- (1) 補助率 5分の4 (千円未満の端数は切り捨てる)
- (2) 限度額 150万円

なお、補助金の計算は、「解体工事業等の事業者を支払った額」もしくは

「国土交通大臣が定める標準除却費により算定した額」のいずれか低い方の額となります。

※3 令和6年度標準除却費

木造	非木造
32,000円/㎡	46,000円/㎡

○計算方法の例

(例1) 木造家屋で延床面積 50㎡

解体工事業等の事業者を支払った額が 200万円の場合

$$(a) 200 \text{万円} \times \frac{4}{5} = 160 \text{万円}$$

$$(b) 50 \text{㎡} \times @32,000 \times \frac{4}{5} = 128 \text{万円}$$

⇒(b)128万円が補助額となります

(例2) 非木造家屋で延床面積 50㎡

解体工事業等の事業者を支払った額が 200万円の場合

$$(a) 200 \text{万円} \times \frac{4}{5} = 160 \text{万円}$$

$$(b) 50 \text{㎡} \times @46,000 \times \frac{4}{5} = 184 \text{万円}$$

⇒上限額の150万円が補助額となります